

**NIRAKU GC HOLDINGS**  
株式会社ニラク・ジー・シー・ホールディングス  
**NIRAKU GC HOLDINGS, INC.\***

(当社は日本で設立された有限会社です)  
(証券コード：1245)

**議決権の不統一行使選択用紙**

2022年3月31日決算期に関わる当社の定時株主総会において、議決権の不統一行使(複数の議決権を持つ株主様が、同じ議案について賛否の両方の票を投じること。)を希望される株主様におかれましては、本紙を印刷し、必要事項をすべてご記入いただき、2022年7月29日午前10時に開催される定時株主総会の72時間前までにComputershare Hong Kong Investors Services Limited(以下「Hong Kong Share Registrar」という)(17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wan Chai, Hong Kong)宛に提出してください。期日後の提出は無効となります。

株主名(フルネーム記入)：\_\_\_\_\_ (注記1)

保有株式数：\_\_\_\_\_ (注記2)

- 私は上記議決権を代表して保有しており、そこには何の利害関係もないことを宣言いたします。(注記3)。
- 私は定時株主総会において、議決権の不統一行使を希望いたします。
- 私は定時株主総会及び今後のすべての株主総会においても、議決権の不統一行使を希望いたします。(注記4)。

該当する項目に“✓”チェックしてください。

議決権の不統一行使をする理由をご記述ください。

ご記入年月日：2022年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日      ご署名(注記5 & 6) \_\_\_\_\_

注記：

- 氏名(フルネーム)と住所を楷書にてご記入ください。
- 自己の名義で登録されている株式数をご記入ください。もし株式数のご記入がない場合、すべての保有株式に適用するものと見なされます。
- 重要**：自己の利益のために保有しかつ受取名義人ではない株主様は、日本の法律上、議決権の不統一行使はできません。
- 株主様はHong Kong Share Registrarへの書面提出により、議決権の不統一行使を将来の株主総会にわたって永久に希望することができるとともに、それを撤回することができます。
- このフォームは、株主様ご本人または株主様の代理人弁護士によるご署名が必要であり、法人株主様の場合は、会社印の押印または代理人弁護士職員によるご署名が必要です。
- 共同名義で株式を所有されている場合は、どなたかお一人の所有者のサインで十分ですが、すべての共同所有者の氏名を記入しなければなりません。

\* 同一性の確認のみを目的としております。